

廃プラスチック類に関するQ&A

Q コンビニエンスストア等の小売店の店頭に設置しているごみ箱のごみはどうなりますか。

A コンビニエンスストア等の小売店の店頭に設置しているごみ箱のごみは、一般的に利用者の日常生活から出されたごみと判断されます。その中に廃プラスチック類が混入していたとしても事業活動から発生する産業廃棄物には分類されず、事業系一般廃棄物に分類されます。(類似例:駅構内やサービスエリアのごみ箱など)

Q 従業員が飲食した弁当がらやペットボトルはどうなりますか。

A 従業員の飲食等に伴う弁当がらやペットボトル(容器包装廃プラスチック)は、一般廃棄物として取り扱います。なお、処理を行う自治体や一部事務組合により、分類が異なる場合があります。

Q 環境センターのリサイクルセンターの特例受入れについて教えてください。

A 環境センターのリサイクルセンターでは、産業廃棄物である「びん」と「ペットボトル」で、きれいに洗浄され、分別されているものに限り無料で受入れを行っています。

Q 収集運搬を委託して搬入する場合、委託料金はどうなりますか?

A 産業廃棄物の収集運搬を許可業者へ委託した場合、委託料金に産業廃棄物処分料金及び資源循環利用促進税が含まれています。許可業者へ委託する場合、契約金額については許可業者へ直接お問い合わせください。

Q マニフェストの交付は必要ですか?

A 排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、その廃棄物の処分状況を自ら確認する必要があります。マニフェストの交付が義務付けられていますが、自己搬入により産業廃棄物を都道府県及び市町村の処理施設へ搬入する場合は不要です。収集運搬を委託して、都道府県及び市町村の処理施設へ搬入する場合には、排出事業者と収集運搬業者間は必要になります。